

【 資 料 】

I 公文書開示審査会答申の概要

- ・ 答申第146号 (H21.4.30 答申)
- ・ 答申第156号 (H21.4.30 答申)
- ・ 答申第157号 (H21.4.30 答申)
- ・ 答申第158号 (H21.11.18 答申)
- ・ 答申第160号 (H21.4.30 答申)

答申の全文、公文書開示制度の実施状況一覧表、高知県情報公開条例、高知県公文書開示審査会規則は、「高知県のホームページ」に掲載しています。

(アドレス <http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/112701/>)

※ このアドレスは、文書情報課ホームページのトップページのアドレスです。

また、公文書開示制度の実施状況一覧表は、高知県庁1階 県民室（高知市丸ノ内1-2-20）で閲覧及び複写ができます。

答申第146号の概要

1 件名

平成14年度の警察本部刑事部捜査第一課の事件捜査で宿泊を伴う出張の旅費に係る県費旅行命令(依頼)簿、旅費計算書、旅行終了報告書、請求明細書、領収書(証)及び搭乗券

2 請求者 高知県内の個人(1名)

3 請求年月日 平成17年6月3日

4 原決定年月日 平成17年7月8日

5 決定の内容 部分開示

6 部分開示決定の理由

(旧条例第6条第1項第2号該当)

本件公文書の非開示とした情報のうち、旅行者の氏名及び印影については、警部補以下の階級にある警察官の氏名等が記載されており、条例第6条第1項第2号ただし書ウの実施機関が定める公務員の氏名であるため非開示とした。

また、非開示とした旅行者の住所及び電話番号については、条例第6条第1項第2号の特定の個人を識別することができる情報であって、かつ、ただし書のいずれにも該当しないことから非開示とした。

(旧条例第6条第1項第4号該当)

本件公文書に記載された情報のうち、用務、旅費額、差引支給額、旅行期間(旅行命令期間)、目的地(用務地)、泊数、旅費合計額、交通費、交通費計、日当計、宿泊料計、宿泊地、宿泊先、宿泊月日、到着日、出発日、発行日、利用明細、利用額及び領収額欄の各情報は、捜査対象地域、捜査月日等の捜査内容を明らかにするものであり、作成年月日、決裁年月日、特別承認等年月日、口頭命令年月日、旅行完結年月日及び報告年月日の各情報は捜査活動等の時期が推認されるものである。

これらのうち非開示とした部分は、平成20年7月現在においても捜査継続中の事件に係る情報であり、これらを公にすると、被疑者等の事件関係者自らが知り得る情報とを比較・分析することにより、犯罪捜査活動等の活発さが明らかになるとともに、その進展状況が推測され、その結果、被疑者等の事件関係者により、逃亡や証拠隠滅等の対抗措置を講じられるおそれがあるなど、条例第6条第1項第4号に定める犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を生ずるおそれがある情報であるため、非開示とした。

7 審査請求年月日 平成17年9月14日

8 諮問年月日 平成17年9月16日

9 答申年月日 平成21年4月30日

10 審査会の結論

高知県警察本部長が、「平成14年度の警察本部刑事部捜査第一課の事件捜査で宿泊を伴う出張の旅費に係る県費旅行命令(依頼)簿、旅費計算書、旅行終了報告書、請求明細書、領収書(証)及び搭乗券」を部分開示とした決定は、妥当である。

11 審査会の判断概要

(旧条例第6条第1項第2号該当性について)

本件公文書のうち、警部補以下の階級にある警察官の氏名及び印影については、実施機関に適用される高知県公安委員会規則により、本号ただし書ウの実施機関が定める公務員の氏名に該当し、非開示と認められる。

また、旅行者の住所及び電話番号については、条例第6条第1項第2号の特定の個人を識別することができる情報であって、かつ、ただし書のいずれにも該当しないことから非開示と認められる。

(旧条例第6条第1項第4号該当性について)

本件公文書のうち、「用務、旅費額、差引支給額、旅行期間(旅行命令期間)、目的地(用務地)、泊数、旅費合計額、交通費、交通費計、日当計、宿泊料計、宿泊地、宿泊先、宿泊月日、到着日、出発日、発行日、利用明細、利用額及び領収額欄」の非開示とした部分並びに「作成年月日、決裁年月日、特別承認等年月日、口頭命令年月日、旅行完結年月日及び報告年月日欄」の非開示とした部分について、それらの部分は、いずれも現在も捜査継続中の1件の同一未解決事件に係る情報であり、捜査活動における捜査対象地域、捜査月日、捜査活動の時期が推認できる情報が記録されており、開示した場合、被疑者等の事件関係者がこれらの情報を入手すると、事件関係者のみがり知り得る情報等と当該情報を照合・分析することによって、犯罪捜査活動の地域や活発さが明らかになり、被疑者の逃亡や証拠隠滅等の対抗措置を講じられるおそれがあることから、今後の犯罪捜査等に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

このため、これらを開示すると犯罪の捜査等に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が判断したことには合理性があり、相当の理由があると認められるので、本号の規定に該当するとして、非開示が妥当であると判断する。

答申第156号の概要

1 件名

長岡郡大豊町津家土地改良共同施行委員長から平成19年10月26日に提出された「異議申立」及び「不服申立」の取下書。

2 請求者 高知県内の個人

3 請求年月日 平成20年3月5日

4 原決定年月日 平成20年3月14日

5 決定の内容 部分開示決定

6 部分開示決定の理由

本件対象文書のうち、本件公文書である「取下書」については、本件共同施行の施行委員長の印影を除いて開示する部分開示決定を行った。土地改良法第95条の規定による共同施行者が行う土地改良事業の場合には、事業の施行に関する一切の事務を処理する施行委員の代表者（施行委員長）を定め、公告後は、その代表者が一切の行為を代表して行うことになる。共同施行者の委任により、代表者である施行委員長は、事業の施行に関する一切の事務処理を代表して行い、換地処分による登記の申請についても、代表者（施行委員長）に登記の申請を委任するものであり、委任されている代表者は、使用する印鑑と共同施行の代表者である旨の実施機関の証明を添付して申請することになる。よって、委任された代表者が個人印を事業実施のため共同施行代表者の印鑑として使用することはあり得ることである。

このことより、非開示とした施行委員長の印影は、個人の実印などである可能性があり、開示することにより、当該個人の財産等の保護に支障を生じるおそれがあるため、条例第6条第1項第5号に該当し部分開示決定とした。

7 異議申立て年月日 平成20年4月2日

8 異議申立ての趣旨

本件異議申立等を使用された印鑑は、本件土地改良共同施行において通達文書により「代表者の資格及び印鑑証明」（証明者は実施機関）に準じて作成された印鑑であり、本件共同施行の意思表示を行うことのできる公用印である。「非開示とした施行委員長の印影は、個人の実印などである可能性がある」ということであれば、本件異議申立等の取下書に公用印が使用されていないことになる。

本件異議申立等を行った本件共同施行は、土地改良法の主務官庁たる実施機関に認可された土地改良事業団体であり、公益事業を行っていること、土地改良法その他の法令に従っていること、組織の規約に従っていることを証するために公用印を常に使用し、土地改良事業団体として使用する印鑑は一つしかない。

公用印は同時にその資格を実施機関が証するものであるため、代表者が個人の印鑑を使用することはありえず、本件公文書の印影は、県知事印や市長村長印と同様の公用印の印影であり、開示することにより、人の生命、身体、財産等の保護に支障を生じるおそれのある情報には該当しない。

9 諮問年月日 平成20年4月30日

10 答申年月日 平成21年4月30日

11 審査会の結論

知事が「長岡郡大豊町津家土地改良共同施行委員長から平成19年10月26日に提出された『異議申立』及び『不服申立』の取下書」について部分開示とした決定は、妥当である。

12 審査会の判断概要

土地改良法第95条に基づき同法第3条に規定する資格を有する者数人（共同施行者）が共同して土地改良事業を施行する土地改良共同施行の場合、法人格を有する土地改良区と異なり、共同施行者から構成される団体は、民法上の組合に類似する法人格なき社団たる性格を有するものである。そして、土地改良共同施行の規約でその代表者である施行委員長について定め、施行委員長が事業の施行に関する一切の行為を代表して行うべきものとされている。

本件印影は、施行委員長の姓が彫られた印鑑の印影であり、施行委員長が個人としても使用する個人印を本件公文書に押なつた可能性は十分考えられる。

個人が使用する個人印の印影は、当該個人の財産等を保護する上で特に慎重な管理を要する情報であり、これを開示すると当該個人の財産等の保護に支障が生じることは明らかである。

答申第157号の概要

1 件名

起案文書に於ける、土地改良法第52条の2第2項第1号に該当する理由となる行政手続法第5条の規定する農業基盤課の定めた審査基準のある公文書。

2 請求者 高知県内の個人

3 請求年月日 平成20年3月22日

4 原決定年月日 平成20年4月7日

5 決定の内容 不存在決定

6 不存在決定の理由

申請により求められた換地計画の認可をするかどうかの判断は、土地改良法令の定める判断基準及び「換地計画実施要領(昭和49年7月12日付け49構改B第1232号構造改善局長通達)」(以下「換地計画実施要領」という。)に示された判断基準をもって審査しており、実施機関が独自に定めた他の審査基準は存在しない。

また、異議申立人が本件公文書であると主張している「平成15年以降使用共同施行営工事法手続様式換地法手続様式」は、表題のとおり法手続様式を示す目的で作成されたものであり、審査基準ではなく、公文書不存在決定とした。

7 異議申立て年月日 平成20年4月22日

8 異議申立ての趣旨

実施機関は、換地計画認可手続の申請について、換地法手続様式を作成し、審査基準として公表している。したがって、本件公文書は存在する。

9 諮問年月日 平成20年7月3日

10 答申年月日 平成21年4月30日

11 審査会の結論

知事は、「起案文書に於ける、土地改良法第52条の2第2項第1号に該当する理由となる行政手続法第5条の規定する農業基盤課の定めた審査基準のある公文書」について不存在とした決定を取り消し、本件開示請求に係る公文書を特定した上で、改めて高知県情報公開条例第10条に基づく決定を行うべきである。

12 審査会の判断概要

本件換地計画の認可に係る審査基準の設定について、実施機関は、高知県独自の審査基準は設けていないと主張する一方で、国が定めた「行政手続法の施行に伴う土地改良法に基づく処分に係る審査基準の設定について」に基づき「換地計画実施要領」で示された判断基準を当該審査基準として設定運用していると主張している。

そして、実施機関は、国が平成8年度に実施した行政手続法の施行状況調査において、当該審査基準について「設定済」で、その根拠は「法令所官省庁からの通達等に基づき設定」と回答している。実施機関が自ら作成したものでないにしても、本件通達に基づき「換地計画実施要領」で示された判断基準を当該審査基準として設定しているというのであるから、この「換地計画実施要領」で示された判断基準は、異議申立人が請求する実施機関の定めた審査基準に該当すると考えられる。

また、異議申立人は、実施機関が定めたものかどうかはともかく、本件換地計画の認可に係る審査基準が何かを知りたいがために本件開示請求を行ったとも考えられる。もしそうであれば、土地改良法令の定める判断基準も本件公文書に該当する。したがって、本件換地計画の認可に係る審査基準が土地改良法令の定める判断基準及び「換地計画実施要領」で示された判断基準である旨を伝え、これらの両方を請求したのかあるいは後者のみを請求したのかを異議申立人に確認し、本件開示請求に係る公文書を特定した上で、改めて条例第10条に基づく決定を行うべきである。

答申第158号の概要

1 件名

平成13年度都計第2-4号
都市計画道路はりまや町一宮線河川水辺環境調査委託業務
成果報告書 第3編 底生動物編
成果報告書 第6編 参考資料
平成14年度緊道整(B)第2-3号
第1回変更設計書、成果報告書
平成19年度 住促街第1-19号 報告書
平成20年度 住促街第1-16号 業務計画書

2 請求者 高知県内の個人

3 請求年月日 平成20年8月28日

4 原決定年月日 平成20年9月9日

5 決定の内容 部分開示決定

6 部分開示決定の理由

非開示とした魚類、底生動物の調査者並びに都市計画道路はりまや町一宮線新堀川生態系検討委員会委員の住所及びシオマネキ保護対策現地調査会議における発言者の氏名は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別でき、かつ高知県情報公開条例第6条第1項第2号のただし書きのいずれにも該当しないため、非開示とした。

また、非開示とした調査及び移植地の地名、位置図、平面図、写真等は、県指定希少野生動植物であるシオマネキの生息地を表しており、これを開示することで、特定の者に不当な利益を与え、または県民全体の利益を損なうなど、希少動植物の保護行政の公正もしくは円滑な執行に著しい支障を生ずるため、非開示とした。

7 異議申立て年月日 平成20年9月22日

8 異議申立ての趣旨

本件部分開示決定を取り消し、非開示とした調査及び移植地の地名、位置図、平面図、写真等の開示を求める。

9 諮問年月日 平成20年9月29日

10 答申年月日 平成21年11月18日

11 審査会の結論

知事が「平成13年度都計第2-4号都市計画道路はりまや町一宮線河川水辺環境調査委託業務成果報告書第3編 底生動物編」、「平成13年度都計第2-4号都市計画道路はりまや町一宮線河川水辺環境調査委託業務成果報告書第6編 参考資料」、「平成14年度緊道整(B)第2-3号第1回変更設計書」、「平成14年度緊道整(B)第2-3号成果報告書」、「平成19年度住促街第1-19号 報告書」、「平成20年度住促街第1-16号 業務計画書」を部分開示とした決定は、妥当である。

12 審査会の判断概要

本件の実施機関は高知駅周辺の都市整備を所掌する都市計画課であるが、当審査会は、答申を行うにあたり、希少野生動植物の保護に関する業務を所掌し高知県希少野生動植物保護条例(平成17年10月21日条例第78号)の所管機関である環境共生課から意見を聴取のうえ、審査を行った。

本件公文書のうち、魚類、底生動物の調査者並びに都市計画道路はりまや町一宮線新堀川生態系検討委員会委員の住所及びシオマネキ保護対策現地調査会議における発言者の氏名は、個人の情報であって、特定の個人を識別することができる情報であり、かつ、高知県情報公開条例第6条第1項第2号ただし書のいずれにも該当しないため、非開示とした実施機関の判断は妥当である。

また、シオマネキは、高知県レッドデータブックで絶滅危惧種として指定され、高知県希少野生動植物保護条例に基づいて捕獲が原則として禁止される県指定種に指定されている希少種であり、高知県レッドデータブックにおいて、その生息地については、四万十川間崎の舟溜まり、竹島川の河口、須崎湾の奥地といった記載はあるが、具体的な生息地・生息範囲は明らかにされていない。公文書の開示請求目的の如何を問わず広く県民に対して情報を公開するという情報公開制度の趣旨からすれば、仮に、捕獲を目的とした請求理由であってもその請求を排除できず、捕獲された場合には、シオマネキの保護に著しい支障を生ずるおそれがある。これらのことから、当該情報の開示によって、シオマネキの乱獲または生息地の攪乱を引き起こし、県又は国等が行う希少動植物の保護行政の円滑な執行に著しい支障を生ずることは明らかであり、非開示とした実施機関の判断は妥当である。

答申第160号の概要

1 件名

平成17年11月28日から平成18年1月26日に実施した捜査費聞き取り調査結果

2 請求者 高知県内の個人

3 請求年月日 平成20年12月2日

4 原決定年月日 平成20年12月12日

5 決定の内容 非開示決定

6 非開示決定の理由

警察本部の特別監査において極めて重要となった捜査員等への聞き取り調査は、個人が特定されるような報告書にはしない、県警にも聞き取りした内容は一切明かさないと捜査員等に確約したうえで実施したものである。

捜査員等への聞き取り結果を取りまとめた文書を開示するとなると、調査に協力した捜査員等との信頼関係を裏切ることになるばかりでなく、真実を語った捜査員等に対して著しい不利益が生ずるおそれがある。

また、今後の定期監査等における捜査費の監査について、捜査員等の協力が得られなくなることはもとより、類似事案の監査の実施にも重大な支障が生じる恐れがある。

捜査費に関しては、今後においても、引き続き監査を実施していく必要があり、特別監査において約束したことを反故にしたとするならば、捜査員等の協力が得られなくなり、結果として監査委員の責務を果たせなくなることは明らかであるため。

7 異議申立て年月日 平成21年2月4日

8 異議申立ての趣旨

本件非開示決定を取り消し、非開示とした聞き取り調査の内容の開示を求める。

9 諮問年月日 平成21年2月6日

10 答申年月日 平成22年4月23日

11 審査会の結論

監査委員が「平成17年11月28日から平成18年1月26日に実施した捜査費聞き取り調査結果」を非開示とした決定は、妥当である。

12 審査会の判断概要

本件の実施機関は、地方自治法第98条第2項及び第199条第6項に基づく県議会の請求及び県知事の請求を受けて、平成12年度から平成16年度までの警察本部及び高知署で執行された13,789件の捜査費について、特別監査を実施した。

本件公文書は、本件特別監査の実施に際して監査委員が捜査員302人、会計職員9人、管理職員51人に対して行った聞き取り調査を記録した文書である。

本件公文書に記録されている情報は、その内容及び性質からみて、①捜査費の執行状況を記録したもの（以下「捜査費執行情報」という。）、②聞き取り調査の内容を記録したもの（以下「聞き取り情報」という。）、③監査委員等の心証又は判定結果を記録したもの（以下「心証・判定情報」という。）の3つに分類することが可能である。

捜査費執行情報は、県警から提供された情報をもとに捜査費の執行状況を取りまとめたものであり、当然県警も同じ情報を保有しているため、支払日時、支払金額、勤務状況等のどれをとっても聞き取り調査の対象となった捜査員個人が特定される可能性が極めて高いといえる。

また、聞き取り情報は、捜査員等から聞き取った内容を聞き取り調査の対象者又は捜査費ごとにそのまま記録したものである。

実施機関によれば、本件特別監査における捜査員等への聞き取り調査は、個人を特定するような報告書にしない、聞き取り内容は一切明かさないと確約したうえで、警察本部の職員の立会を認めず、捜査員等と監査委員側の一対一の面談により実施されたとのことである。

地方自治法は、監査委員の職務権限として、「監査委員は、監査に必要があると認めるときは、関係人の出頭を求め、若しくは関係人について調査し、若しくは関係人に対し帳簿、書類その他の記録の提出を求め」ることができるものと定めているが（第199条第8項）、関係人がこれに応じない場合においてこれを強制することはできないとされている。また、地方自治法は、監査委員に対し監査結果に関する報告の関係機関への提出及び公表を義務づける一方で（第199条第9項）、職務上知り得た秘密について監査委員の守秘義務を定めている（第198条の3第2項）。それゆえ、本件特別監査におけるように、監査委員が監査事務の遂行に当たって、聞き取り調査の対象となった捜査員等の個人及び聞き取り内容をそのまま公表しないことを前提に、捜査員等に聞き取り調査への協力を依頼することも、監査委員の裁量として当然予定されてい

るというべきである。

そして、本件公文書中の捜査費執行情報及び聞き取り情報が開示されることになれば、監査委員が調査対象者個人及び聞き取り内容をそのまま公表しないとした趣旨に抵触し、調査対象者との信頼関係が著しく損なわれ、今後の監査事務において調査対象者から協力が得られなくなることは十分予測される。

心証・判定情報は、捜査員等から聞き取り調査を行った際の監査委員等の心証を記録したものと及び聞き取り調査後に監査委員が捜査費ごとに判定を行った結果を記録したものである。

地方自治法は、監査委員に対し監査結果に関する報告の関係機関への提出及び公表を義務づけるほか、監査委員は、監査結果に関する報告に添えて意見を提出することができる」と規定したうえで(第 199 条第 10 項)、監査結果に関する報告の決定又は意見の決定は「監査委員の合議によるものとする。」と定めている(第 199 条第 11 項)。この「合議」は、全監査委員が協議し、最終的に意見が一致することを意味するとされており、それゆえ、監査事務の遂行に当たっては、合議における監査委員の自由かつ適正な意見交換の保障が当然必要となる。

そして、本件公文書中の心証・判定情報が開示されることになれば、監査委員の合議の詳細な内容が明らかとなり、監査委員の自由かつ適正な意見交換が妨げられ、将来の監査事務の実施に著しい支障をもたらすことは明らかである。

したがって、本件公文書中の捜査費執行情報及び聞き取り情報は、高知県情報公開条例(平成 2 年高知県条例第 1 号。)第 6 条第 1 項第 6 号アに該当すると認められ、非開示とした実施機関の判断は妥当である。また、本件公文書中の心証・判定情報は、本号アに該当すると認められ、非開示とした実施機関の判断は妥当である。